

インターンシップ等推進事業（外国人留学生向けインターンシップ）委託仕様書

1 委託業務名

インターンシップ等推進事業（外国人留学生向けインターンシップ）

2 事業目的

2025年（令和7）年6月の文部科学省の「外国人留学生の就職促進について」によると、日本国内で就職を希望する外国人留学生のうち、実際に国内で就職した者の割合は約30%にとどまり、少子高齢化等で労働力不足が深刻化しているなかで、高度人材でもある外国人留学生の日本での就職は進んでいない現状がある。

これらの現状を踏まえて、日本で就職を希望する外国人留学生を対象に、市内企業でのインターンシップの機会を提供するとともに、企業に対しては、外国人留学生の能力や職業観、社内での多文化共生社会への理解を深める機会を提供し、今後のさらなる外国人採用の機運を醸成する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日までとする。

4 委託業務内容

(1) 外国人留学生向けインターンシップのコーディネート

尼崎市内企業におけるインターンシップの企画・運営、その他企業調整等これらの実施に必要な付随業務を行うこと。

具体的には、令和8年8～9月（大学等夏季休暇期間）に市内企業において、5日間以上のインターンシップを実施すること。

なお、インターンシップの内容は、外国人留学生と市内企業が相互に理解する機会を提供することで、外国人留学生の市内企業への就職意欲の向上を図るとともに市内企業の多文化共生社会への理解を深められる内容となるよう努めること。

(2) 参加学生募集の広報活動

参加学生を募集するため、本市と協議した上でチラシの作成やインターネットを利用した情報発信など、本事業の活性化につながる効果的な広報活動を実施すること。

(3) 参加学生の選考・管理

申込書等を作成の上、目標人数の参加学生確保に努め、必要に応じて本市と協議した上で選考を行う。また、参加が決まった学生に対してインターンシップ実施に向けた案内や研修等、傷害保険加入、質疑応答対応を行うとともに、実施期間における学生管理を行うこと。

(4) 参加企業の掘り起こし

参加企業選定は基本的には市で行うが、今後の市内企業における本事業の普及に向けて、尼崎市とともに参加企業の掘り起こしに努めること。

(5) 参加企業のサポート

インターンシップ実施期間中の参加企業の伴奏支援を必要に応じて行うこと。

(6) アンケート調査の実施

本事業への参加企業及び参加学生に対してアンケート調査を実施し、円グラフ等の視覚的に分かりやすいものを用いた結果報告及び分析結果を実績報告として提出すること。アンケート項目等については、尼崎市と協議すること。

- (7) 報告書の作成ならびに「アマポータル」を用いた参加企業の魅力発信
実施内容について取りまとめを行い、報告書を作成すること。また、参加企業の魅力
発信を行うため、「アマポータル」への掲載記事を作成すること。

5 事業目標

参加学生 15 人以上、参加企業 5 社以上

※参加企業は基本的に市で選定する

6 事業実施計画書及び実績報告について

- (1) 事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（情報発信を含む。）を提出し、尼崎市と協議すること。
- (2) 参加企業及び参加学生に対して実施したアンケートの結果及び分析結果を実績報告として提出すること。

7 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

8 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

9 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団員若しくは同条第 7 号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

10 業務委託料の提案上限価格

1, 415, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括支払い。

12 契約保証金

尼崎市契約規則第 32 条第 7 号により免除

13 留意事項

(1) 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

(2) 個人情報の保護

業務受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても同様とする。

(3) 安全の確保

各事業の実施においては、参加学生等の安全に十分に配慮すること。また、参加学生等のケガ、参加学生等による参加企業に係る情報漏洩や器物損壊、その他事故等に備え、必要に応じてインターンシップ保険等に加入するなど、その安全を確保すること。

(4) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て業務受託者の責任として対応すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規・条例等を遵守すること。
- (2) 事業実施にあたっては、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、業務受託者の責任において行うこと。
- (4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ尼崎市の承認を得ること。
- (5) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と業務受託者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

15 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

住 所：〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電 話：06-6430-7635

ファクス：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担 当：田中・中田

以 上